

# 貯蓄預金

2025年1月1日現在適用中

1. 商品名	・貯蓄預金
2. ご利用いただける方	・個人のみ
3. お預け入れ期間	・期間の定めはございません。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・ 随時お預け入れいただけます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しいたします。
6. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・ 毎日のお預け入れ残高（10 万円未満・10 万円以上・30 万円以上・100 万円以上・300 万円以上・1,000 万円以上）に応じた店頭表示の利率を適用します。 （利率は「インフォメーションボード」に表示しております） ・ 毎月第 2 金曜日翌日の土曜日にお支払いいたします。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ お利息は「利子所得」として、原則課税されます。 （2037 年 12 月 31 日まで、復興特別所得税が付加されることにより、一律 20.315% の源泉分離課税となります。）
7. 手 数 料	・ キャッシュカードによるお支払い等には、キャッシュカード規定に定める手数料をいただく場合があります。
8. 付加できる 特約事項	・ 少額貯蓄非課税制度の対象となる方はマル優のご利用ができます。
9. 中途解約時の 取扱い	
10. その他参考と なる事項	(1) 次のいずれかに該当した場合には、取引の停止または預金口座の解約をさせていただきます。 ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ② 当行の承諾を得ず、預金および通帳を第三者に譲渡、質入れした場合、または第三者に利用させた場合 ③ 預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (2) 最終の預入れまたは払戻しから 5 年間利息決算以外の入出金がない場合には、取引の停止または預金口座の解約をさせていただきます。 (3) ご利用いただけないサービス 給与振込、年金、配当金等の自動受取および公共料金等の自動支払 (4) この預金は預金保険の対象となります。

当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--